

目的

雪対策の推進にあたり基本的な事項を定め、市・市民・事業者それぞれの役割分担を明確化し、雪対策に関するルールやマナーに対する市民意識の高揚や雪に関する課題への協働を通じ誰もが安心な冬期の生活環境の確保に寄与することを目的

定義

条例において必要な定義を規定

- ・雪対策基本計画で役割を担う市民，事業者，除排雪事業者のほか，地域活動団体，地域除雪活動など

役割

- ・雪対策基本計画で市，市民，事業者（除雪事業者を含む）の役割を細かく定めているため，条例と計画とを整合させるよう三者の役割を概念的に整理
- ・道路への雪出し等，市民や事業者に対し具体的に遵守を求める事項について，遵守事項として分けて定義
- ・雪対策に関するルールやマナーに対する市民意識を高める観点を強調

遵守事項

- ・道路及び河川への雪出しの禁止
- ・路上駐車により除排雪作業に支障を及ぼさないよう努める
- ・冬期における雪堆積スペース確保等の雪対策に努める

指導，勧告

- ・雪出しに関する助言指導及び，助言指導によっても必要な措置がとられなかった場合に勧告することがすることができる

その他

関係機関との連携，協議
財政上の措置 など